

令和8年度 インフルエンザ予防接種補助事業実施要項

1 目的

一般財団法人愛媛県教職員互助会会員（以下「会員」という。）及び公立学校共済組合愛媛支部組合員（以下「組合員」という。）がインフルエンザの予防接種を受けることで感染予防、発症時の重症化軽減を目的として実施する。

2 実施団体

一般財団法人愛媛県教職員互助会及び公立学校共済組合愛媛支部の共同実施。

3 補助対象者

令和8年9月1日から令和9年1月31日まで（以下「補助対象期間」という。）にインフルエンザ予防接種を受けた会員及び組合員とする。

4 補助金額

予算の範囲内で補助対象期間に接種を受けた会員及び組合員1人1回限り、一律2,000円を補助する。ただし、接種代金が2,000円未満の場合は実費（100円未満切り捨て）分を補助する。

5 補助金の請求方法

会員は、別紙様式1「インフルエンザ予防接種補助金請求書（会員用）」、非会員の組合員は、別紙様式2「インフルエンザ予防接種補助金請求書（非会員用）」に接種を受けた医療機関が発行する領収証（インフルエンザ予防接種の表記があるもの）を貼付し、互助会へ申請する。

なお、請求書の提出期限は、令和9年2月15日（互助会必着）までとする。

6 補助金の支払い方法

補助金の支払いについては、請求書を受け付けた月の翌月（令和9年2月1日から2月15日までに届いた請求書については当該月中）に会員の給付金等受取口座に、非会員の組合員には共済組合の短期給付給付金受取口座に互助会より振込むものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、令和8年10月1日から施行する。

（適用日）

2 改正後の3及び4の規定は、令和8年9月1日から適用する。